

福 祉 医 療

1 障がい者医療

(1) 障がい者医療費の助成

心身に障がいがあるため、日常生活に負担を強いられる人に対し、医療費を助成することにより、心身障がい者の福祉の増進を図るために公費負担制度が設けられています。

①対象者

市内に住所を有する者並びに施設に入所中の次に掲げる心身障がい者で国民健康保険又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者である人

- i) 身体障がい者で1級～3級の身体障害者手帳をお持ちの人
- ii) 身体障害者手帳の4級で腎臓機能障がいの人
- iii) 身体障害者手帳の4～6級で進行性筋萎縮症の人
- iv) 療育（愛護）手帳のA判定又はB判定の人
- v) 自閉症状群と診断された人
- vi) 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級をお持ちの人
- vii) 精神障害者保健福祉手帳3級で市町村民税が非課税の人

②助成の範囲

保険診療の自己負担額

（各年度3月末現在）

年度	区分	1月当たり平均 受給資格者数(人)	年間医療費 助成額(円)	1人当たり助成額 (円)
3		1,330	189,813,469	142,717
4		1,396	209,342,989	149,959
5		1,476	225,969,556	153,096
6		1,559	241,423,056	154,858
7		1,635	255,598,258	156,329

(2) 精神通院医療の助成

精神障がい者の健康の保持及び生活の安定のため医療費を助成することにより、福祉の増進を図ることを目的としています。

①対象者

市内に居住している精神通院医療に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項に規定する支給認定を受けている人

②助成の範囲

指定医療機関での保険診療（精神通院）の自己負担額

（各年度3月末現在）

年度	区分	1月当たり平均 受給資格者数(人)	年間医療費助成額 (円)	1人当たり助成額 (円)
3		762	18,753,696	24,611
4		824	18,264,677	22,166
5		846	18,786,950	22,207
6		936	20,570,115	21,977
7		938	21,027,057	22,417

(3) 精神入院医療の助成

①対象者

精神障害者保健福祉手帳3級で市町村民税が課税の人

②助成の範囲

精神病床のある医療機関での保険診療（精神入院）の自己負担額 (各年度3月末現在)

年度	区分	1月当たり平均 申請者数(人)	年間医療費助成額 (円)	1人当たり助成額 (円)
3		1	349,596	349,596
4		1	511,755	511,755
5		1	572,759	572,759
6		1	202,538	202,538
7		1	501,002	501,002

2 子ども医療

こどもが疾病にかかったとき適切な治療を受け、健やかに育つようこどもの保護者に対し医療費の助成をし、こどもの福祉増進を図るため公費負担制度が設けられています。

(1) 対象者

- ・市内に住所を有し、18歳年度末までのこどもを扶養する保護者
- ・こども及び保護者は国民健康保険又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者である人

(2) 助成の範囲

保険診療の自己負担額。助成後の自己負担割合は次のとおり。

- ・0歳から中学校卒業まで 入院：自己負担なし 通院：自己負担なし
- ・中学校卒業後から18歳年度末まで 入院：自己負担なし 通院：1割自己負担あり

(各年度3月末現在)

年度	区分	1月当たり平均 受給資格者数(人)	年間医療費助成額 (円)	1人当たり助成額 (円)
3		14,286	572,638,556	40,084
4		16,631	587,735,580	35,340
5		16,649	746,071,608	44,812
6		16,411	702,917,709	42,832
7		16,196	680,955,805	42,045

3 母子家庭等医療

母子・父子家庭等の母又は父及び児童の健康保持増進を図るため、医療費を助成し母子家庭等の福祉の向上に寄与することを目的に公費負担制度が設けられています。

(1) 対象者

市内に住所を有する次に掲げる母子家庭等で国民健康保険又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者である人

- ①18歳以下の人を現に扶養している配偶者のない人
- ②母子家庭等の母及び父子家庭の父に現に扶養されている18歳以下の人
- ③父母のいない18歳以下の人
 - ※「18歳以下の人」とは、18歳に達した日の属する年度の末日までの人
 - ※母子家庭等の父又は母については所得制限あり

(2) 助成の範囲

保険診療の自己負担額

(各年度3月末現在)

年度	区分	1月当たり平均 受給資格者数(人)	年間医療費助成額 (円)	1人当たり助成額 (円)
3		1,130	47,746,183	42,253
4		1,055	47,675,597	45,190
5		1,058	49,920,131	47,183
6		1,041	47,376,443	45,511
7		1,008	46,280,955	45,914

4 後期高齢者福祉医療費給付制度

後期高齢者で心身に障がいがある人等の医療費を助成することにより、福祉の増進を図るために公費負担制度が設けられています。

(1) 対象者

市内に住所を有する者並びに施設に入所中の次に掲げる後期高齢者医療制度の被保険者で以下の要件に該当する人

- ①身体障がい者で1級～3級の身体障害者手帳をお持ちの人
- ②自閉症状群と診断された人
- ③身体障害者手帳の4級で腎臓機能障がいの人
- ④身体障害者手帳の4級～6級で進行性筋萎縮症の人
- ⑤療育（愛護）手帳のA判定又はB判定の人
- ⑥精神障がい者で法律に基づく措置入院患者の人
- ⑦精神障害者保健福祉手帳1級または2級をお持ちの人
- ⑧精神障害者保健福祉手帳3級で市町村民税が非課税の人
- ⑨母子家庭等医療制度の要件に該当する人（所得制限あり）
- ⑩戦傷病者の人（所得制限あり）
- ⑪結核患者で法律に基づく勧告または措置による入院患者等と認められた人
- ⑫寝たきり・認知症高齢者（主たる生計維持者の市町村民税が非課税もしくは免除されている人）
- ⑬ひとり暮らし高齢者（市町村民税が非課税もしくは免除されている人）
- ⑭精神通院医療に係る障害者自立支援医療受給者（対象医療機関のみ）

(2) 助成の範囲

保険診療の自己負担額

(各年度3月末現在)

年度	区分	1月当たり平均 受給資格者数(人)	年間医療費 助成額 (円)	1人当たり助成額 (円)
3		1,159	119,394,973	103,016
4		1,152	120,345,844	104,467
5		1,187	127,929,833	107,776
6		1,216	132,705,421	109,133
7		1,248	138,890,676	111,291